

「大垣市多文化共生推進計画」改定の方向性及び骨子

1 計画の総括及び評価

本市では、平成 23 年度に策定した「大垣市多文化共生推進計画」に基づき、プレスクール「きらきら教室」開催事業や「外国人児童生徒のための放課後支援教室」開催事業など、さまざまな新規事業を実施し、多文化共生社会の実現に向け取り組んでまいりました。これらの事業は、外国人市民やそれを受け入れる関係機関のニーズにマッチしており、一定の成果も得ていることから、今後も外国人市民の状況に応じて改善し、継続・拡充していく必要があります。

また計画には、本市を取り巻く状況の変化等により、実質的に課題が解決しつつある事業なども含まれておりますので、改定に際してその取り扱いを検討してまいります。

○ 計画に基づき実施した主な新規事業

事業名	実施年度
プレスクール「きらきら教室」開催事業（※）	H24～
「外国人児童生徒のための放課後支援教室」開催事業（※）	H24～
外国人市民向け「暮らしのガイドブック」作成事業（※）	H25 作成（H26～配布）
外国人市民向け「防災ガイドブック」作成事業（※）	H25 作成（H26～配布）
多文化共生サポーター事業（※）	H26～
通訳クラウドサービス活用事業	H27～
ポルトガル語によるこころの相談会開催事業	H28～

※ 現計画における重点プロジェクト

2 改定の方向性

計画策定時と現在の外国人市民にかかる状況との相違点が、計画改定における重要な要素になります。このため、次に挙げる相違点をどのように計画改定に反映すべきか、今後検討していく必要があります。

(1) 永住者割合の増加

外国人市民の在留資格は、計画策定時においても「永住者」がもっとも多い状況でしたが、現在はさらに割合が増え、今後も増え続ける可能性があります。永住者と一過性の技能実習生では対応する施策も異なります。日本に永住する以上、日本語の習得は不可欠であるため、日本語教育等に関する施策の一層の拡充が必要です。

○ 外国人市民の在留資格別内訳

項 目	平成 23 年 3 月末	平成 28 年 6 月末
在留資格における永住者	2,270 人 (41.3%)	2,083 人 (47.8%)
〃 定住者	1,330 人 (24.2%)	765 人 (17.5%)
〃 技能実習生	390 人 (7.1%)	419 人 (9.6%)
その他の資格（留学生など）	1,507 人 (27.4%)	1,093 人 (25.1%)
合 計	5,497 人 (100.0%)	4,360 人 (100.0%)

(2) 外国人市民の構成比の変化

計画策定時と比較すると、ブラジル人市民の割合が減り、中国人及び東南アジア出身者の割合が増えています。特に東南アジア出身者が増えるのは、県全体でも同様の傾向を示しており、今後もしばらく続くと予想されます。

このため、計画改定に際しては、ポルトガル語だけでなく、中国語及び英語等による事業の検討が必要だと考えられます。

○ 外国人市民の出身国別内訳

項 目	平成 23 年 3 月末	平成 28 年 6 月末
外国人市民のうちブラジル人	3,100 人 (56.4%)	1,917 人 (44.0%)
〃 中国人	1,275 人 (23.2%)	1,174 人 (26.9%)
〃 フィリピン人	302 人 (5.5%)	343 人 (7.9%)
〃 ベトナム人	22 人 (0.4%)	113 人 (2.6%)
その他の出身国	798 人 (14.5%)	813 人 (18.6%)
合 計	5,497 人 (100.0%)	4,360 人 (100.0%)

(3) 外国人児童生徒の増加

外国人市民の総数は5年前より減少しているにもかかわらず、外国人児童生徒は逆に増加しています。彼らが日本語及び母国語を習得できれば、グローバル人材としての活躍が期待される一方、日本語の習得が疎かになれば、就職することも困難になり、安心安全のまちづくりに影響を及ぼすことも懸念されます。

このため、外国人児童生徒の日本語習得を支援することが、有益かつ必要であると考えられます。

○ 市内小中学校に通う外国人児童生徒数＞

項 目	平成 23 年 3 月末	平成 28 年 6 月末
市内小中学校に通う外国人児童生徒	218 人	254 人

3 改定の骨子

(1) 主要施策

今後実施する市民アンケートの結果からニーズ等を整理し、改定作業を進めることとなりますが、前述した計画策定時と現状との相違点が重要な要素になることから、主要施策を次のとおり想定しております。

- 日本語学習等の推進
- 多言語による情報提供（ブラジル人以外への情報提供）
- 外国人市民の子育て・教育の支援

また、多文化共生社会の実現は、外国人市民だけでは達成できないため、引き続き、日本人市民に相互理解を促す次の施策も必要性が高いと考えられます。

- 多文化共生に向けた意識の高揚

(2) 施策の体系について

現在の計画は、外国人市民に関する事業をすべて取りまとめた内容になっていますが、総括で述べたとおり、本市を取り巻く状況の変化等により、実質的に課題が解決しつつある事業なども含まれています。

また、外国人市民の今後の状況変化は予測が難しく、計画改定時の施策が陳腐化する恐れもあります。

そこで、総花的に事業を列举したり、事業の細部まで定めることはせず、施策の方向性と主要事業を示した指針とし、各事業は状況に応じて改善のうえ実施することで、目標の実現にエネルギーを注ぐことで実効性を高めたいと考えております。